

施設名	西秋川衛生組合ごみ処理施設(焼却施設)	2号系	炉
施設住所	あきる野市高尾521		

令和6年度 維持管理状況報告書(焼却施設)

令和6年度		維持管理上の基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
種類		—	都市ごみ											
焼却量 (トン)		—	369.69											
燃焼室中の燃焼ガス温度														
測定を行った位置		—	熔融炉内ガス温度											
測定結果の得られた年月日		—	4/30											
測定結果 (°C)		800以上	1,255											
集塵装置に流入する燃焼ガス温度														
測定を行った位置		—	バグフィルタ入口											
測定結果の得られた年月日		—	4/30											
測定結果 (°C)		概ね200	175											
排ガス中の一酸化炭素濃度														
測定を行った位置		—	触媒反応塔出口											
測定結果の得られた年月日		—	4/30											
測定結果 (ppm)		100以下	8											
冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日														
年月日		—	4/8、9											
排ガス中のダイオキシン類														
排ガスを採取した位置		—	煙突の中間部採取口											
排ガスを採取した年月日		—	—											
測定結果を得られた年月日		—	—											
測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		0.01以下	—											
排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度														
排ガスを採取した位置		—	煙突の中間部採取口											
排ガスを採取した年月日		—	—											
測定結果を得られた年月日		—	—											
ばい煙測定	硫黄酸化物	(m <sup>3</sup> N/h)	*	—										
		(ppm)	5以下	—										
	ばいじん	(g/m <sup>3</sup> N)	0.005以下	—										
	塩化水素	(ppm)	10以下	—										
	窒素酸化物	(ppm)	40以下	—										
全水銀	μg/m <sup>3</sup> (N)	30以下	—											

注意 排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙濃度の測定結果は、酸素濃度12%換算値とする。

※ 硫黄酸化物の基準値は、k値規制(地域規制)が総量規制のため、排出ガス温度、排出ガス量及び排出ガス流速により変化する。

※ 全水銀の測定結果は、酸素濃度12%換算値とする。